

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託された案件の主な審査内容です。

委員長 児玉正孝

議案第10号 「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 「阿蘇市複合経営促進施設条例の廃止について」

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 「阿蘇市古代の里キャンプ村条例及び阿蘇市営坊中野宮場条例の一部改正について」

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 「阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

まちづくり課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」

上下水道課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 「阿蘇市下水道条例の一部改正について」

上下水道課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



下水道工事（南黒川地区）

議案第16号 「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第7号)について」

委員 木造耐震改修等補助金の対象となる家屋は。

住環境課長 昭和56年5月以前に建てられた木造家屋又は熊本地震のり災証明書が発行された木造家屋が対象です。なお、木造と鉄骨によるハイブリッド構造の家屋は対象外となります。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 「令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算(第2号)について」

委員 火口Eゾーン開放など、立ち入り規制時の観光客誘導は円滑にできているか。

観光課長 誘導看板や公園道路入口でのQRコード付きパンフレットの配布などにより、円滑な誘導に努めます。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 「令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」

上下水道課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 「令和6年度阿蘇市一般会計予算について」

住環境課所管分

委員 坊中南国地A棟建設工事については高額となっているが、その要因について詳細な説明を。

土木部長 能登半島地震、県内の半導体関連事業などの影響を受けて更なる建設資材や人件費の高騰が想定されることから、令和2年度の設計額に対して50パーセント強の物価

上昇を見込んだ額を計上しています。議決後は、改めて設計単価の見直しを行い、工事費の抑制に努めます。

委員 建設に合わせて進入路の整備はできないか。

土木部長 県道からの新たな進入路を検討しましたが、連続したカーブが続き見通しも悪くなるため難しいと考えています。



坊中南団地

農政課所管分

委員 年間の新規就農者数と経営形態の状況は。

農政課長 毎年10名程度が新規就農しています。畜産経営への就農者も数名いますが、トマトやアスパラなど施設園芸への就農が多くを占めており、半数以上が新規参入になります。



新規就農者の研修

まちづくり課所管分

委員 阿蘇復興祭の今後の展開は。

まちづくり課長 ちょうちん祭りは本年4月6日から16日にかけて阿蘇神社前で開催予定です。坊中地区や内牧地区へと取組みの輪が阿蘇市全体に広がるよう、実行委員会内での協議を進めています。

観光課所管分

委員 地域おこし協力隊の事業内容は。

観光課長 観光課内に配置して、インバウンド対応として通訳や翻訳の業務を担っていただきます。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 「令和6年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号 「令和6年度阿蘇市水道事業会計予算について」

上下水道課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号 「令和6年度阿蘇市下水道事業会計予算について」

委員 一般会計から繰入され補助を受ける2億9千万円の内、交付税の対象となる額は。

上下水道課長 一般会計からの補助金の内、基準外経費が約6千万円程度となります。残りが基準内経費と

なり、その内の44パーセントが交付税対象となります。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号 「財産の無償譲渡について」

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号から議案第45号 「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

委員 使用料算定の方法は。

農政課長 基準単価はありませんが牧野組合と使用者との間で1平方メートル当たり20円程度で算定されています。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。